

墨田区子ども・子育て会議条例（案）概要

1 設置（第1条関係）

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議を置く。

2 所掌事務（第3条関係）

子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。

特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

墨田区子ども・子育て支援事業計画に関すること。

子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

その他区長が必要と認めること。

3 組織（第4条第1項関係）

子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

区内に在住する子どもの保護者で、公募により選定されたもの

関係行政機関の職員

その他区長が必要と認める者

4 任期（第4条第2項関係）

委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長（第5条関係）

子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員のうちから互選により定める。

会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員及び部会（第6条及び第8条関係）

専門の事項を調査させるため、子ども・子育て会議に専門委員を置くことができる。  
子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

7 会議（第7条関係）

子ども・子育て会議は、会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとする。

子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 関係者の出席等（第10条関係）

会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

9 その他（第12条関係）

この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

10 施行期日（付則関係）

公布の日